

公益社団法人農業農村工学会常勤役員の退職金規程

平成15年3月21日 制定

平成19年4月 1日 一部改正

平成19年9月21日 一部改正

平成22年3月16日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

(総則)

第1条 この規程は、この法人の常勤役員（専務理事をいう。）の退職金に関し必要な事項を定めるものである。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤務期間 1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 在職期間中に満65歳に達した月の翌月以降は、前項の規定にかかわらず、期間計算から除算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の返納等の取扱い)

第6条 退職金の返納等の取扱いについては、職員に対する退職金の取扱いの例に準ずるものとする。

(退職金の支給制限)

第7条 役員が定款第31条の規定に基づく総会の決議によって解任（職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められた場合に限る。）されたときは、当該役員に退職金は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第5条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

一 配偶者（婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、祖父母、兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により、等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、職員の退職金の取扱いの例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年6月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月16日より施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記をした日(平成24年4月1日)から施行する。